

令和2年4月8日

生徒 様
保護者 様

三重県立桑名高等学校

令和2年度における本校の教育活動の再開について

本校では令和2年2月28日の県教育委員会の通知により春季休業の開始日まで臨時休業となり、3月19日発表の専門家会議の提言を踏まえた県教育委員会の通知により3月24日より部活動を実施しているところです。「鈴鹿市での新型コロナウイルス感染者発生に伴う県立学校の対応等について（4月3日付け県教育委員会通知）」の「教育活動の再開を延期する学校」に本校は含まれず、本日より当初予定していた入学式を含む教育活動を文部科学省・厚生労働省・県教育委員会の通知等を踏まえ再開いたします。

つきましては、教育活動実施に関して次のとおりといたしますので、ご理解・ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も最新の情報にご留意願います。

記

- 1 毎朝、登校前にご家庭で検温し風邪症状がないかの確認を行い、少しでも症状（37.5℃以上の発熱・のどの痛みや強いだるさ・せき等の風邪症状等）があるなど普段どおりの体調でない時は絶対に登校しないでください。その場合は「出席停止」となります。
- 2 症状がなくても感染予防のために登校を見合わせる場合も、原則「出席停止」となります。
- 3 当面、始業時刻を9時（これまで8時30分）に繰り下げ、45分短縮授業を実施します。混雑する時間帯を避け、時差通学をしてください。
- 4 マスクをご用意ください。市販マスクの供給が追いつかない状況ですので、マスクを手作りするなどしてください。
- 5 登校後すぐに手洗いを行い、学校にいる間もこまめに手洗いをしてください。
- 6 登校後に体調が悪くなった場合は、発熱等がなくても早めに早退していただきます。その場合、公共交通機関ではなく、保護者の迎えをお願いします。迎えを待つ機場所を用意します。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者等の家計が急変し入学料の納付が困難な場合には弾力的な対応を行います。また授業料相当分に充当される就学支援金を受給していない生徒について同様の場合には授業料の減免・徴収猶予制度や修学奨学金（貸付型）がありますので、ご遠慮なく本校事務室にご相談ください。
- 8 本校「きずなネット」への登録がお済みでない方は、確実に登録してください。